

令和 7 年度第 1 回市川市幼児教育振興審議会

日時：令和 8 年 3 月 2 4 日（火）

1 3 時 3 0 分～

場所：市川市役所第 2 庁舎 大会議室

次 第

- 1 会長・副会長の互選について
- 2 市川市幼児教育基本方針の具体化に向けた取組について

市川市幼児教育振興審議会委員名簿

(任期：令和7年7月7日～令和9年7月6日)

区 分		氏 名	所属・役職名 等	初委嘱年月日
第1号委員	学識経験のある者	たかお きみや 高尾 公矢	聖徳大学 名誉教授	平成22年5月13日
		なかみち けいと 中道 圭人	千葉大学 教授	令和6年5月7日
		かわばた いっこ 川畑 いっこ	市川市議会議員	令和5年7月7日
		おおの きょうこ 大野 京子	一般社団法人市川市医師会 副会長	令和5年7月7日
第2号委員	幼稚園の関係者	みどりや かずき 緑谷 一樹	市川市私立幼稚園協会 顧問	平成25年7月7日
		いけだ なみ え 池田 奈美江	市川市私立幼稚園 保護者	令和7年7月7日
		おぎわ なおみ 小沢 直美	市川市立百合台幼稚園 園長	令和7年7月7日
		うえき みく 植木 未来	市川市立幼稚園 保護者	令和7年7月7日
第3号委員	保育園の関係者	こじま もとえ 小島 基江	市川市私立保育園 園長	令和5年7月7日
		さとう あゆみ 佐藤 あゆみ	市川市私立保育園 保護者	令和5年7月7日
		だいおうじ あきこ 大雄寺 晶子	市川市立塩浜保育園 園長	令和6年5月7日
		ほう えんぼう 豊 遠望	市川市立保育園 保護者	令和7年7月7日
第4号委員	小学校又は義務教育学校 (前期課程に限る。)の 関係者	ふくち かがり 福地 かがり	市川市立信篤小学校 校長	令和7年7月7日

令和 7 年度 市川市幼児教育基本方針の具現化に向けた取組 重点項目 進捗状況

【現
状】

研修の充実

- ・ 公立幼稚園園長会、幼保施設管理課、私立幼稚園協会各主催研修実施
- ・ 園内研究会・保育実地研修
- ・ 公開研究会（市立信篤幼稚園）

アプローチカリキュラム・
スタートカリキュラムの
活用推進

- ・ 架け橋プログラム研修会開催
- ・ 架け橋期のカリキュラムの策定

I C T 環境

- ・ 公立幼稚園・保育園はセキュリティ重視の通信環境のため、インターネット用web会議ツールが利用できない。

特別な配慮を必要とする
子どもへの支援

- ・ 発達等に心配や困り感のある子どもへの支援の必要性
- ・ 外国につながる子どもの支援の必要性

【成
果】

- ・ 研修機会の増加
- ・ 公立・私立、幼保の職員が共に学び合う機会の確保

- ・ 架け橋期の重要性の周知
- ・ 市立小学校・義務教育学校全校と幼児教育施設 1 1 1 園において架け橋期のカリキュラム策定

- ・ 各園専用のインターネット回線、端末を調達するための予算確保には至っていないが、代替手段によって対応している。

- ・ ライフサポートファイルの活用
- ・ 個別の教育支援計画(スマイルプラン)の活用
- ・ 市立幼稚園への通訳講師の派遣

【課題・今後の方向性】

- ・ 引き続き公立・私立、幼保の職員が共に学び合う機会の確保
- ・ 市立幼稚園公開研究会のさらなる周知

- ・ 架け橋期のカリキュラムを活用し、幼・保・小の連携をさらに推進
→研修会にてカリキュラムの活用の仕方を周知
→小学校区施設一覧の作成

- ・ 子ども達の直接的、具体的な体験を豊かにするための I C T 活用の検討

- ・ ライフサポートファイルの活用
- ・ 多様化するニーズに対して、こども部と教育委員会で連携して対応

指導課

指導課

幼保施設管理課

発達支援課・指導課

市川市幼児教育基本方針

1 はじめに

■方針策定の背景と経緯

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもの育ちに関する社会状況の変化を背景に、様々な教育課題が拡大、顕在化してきています。

平成 29 年 3 月には、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）が同時期に改訂・改定され、**幼児教育を行う施設**¹では、小学校教育への円滑な接続や特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実などを重点に、平成 30 年 4 月から、幼稚園教育要領等を踏まえた実践が行われています。さらに、令和 3 年 1 月には、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」が公表され、幼児教育の一層の質の向上を図ることが求められています。

また、市川市教育委員会においては、これまで「生きる力の基礎を育む教育」として幼児教育の推進を図ってきました。特に、平成 28 年 4 月には、市川市幼児教育振興審議会に「公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて」を諮問し、同年 10 月の答申に基づき、平成 29 年 2 月「公立幼稚園に関する今後のあり方（基本的方針）」を一部見直し、公立幼稚園の基幹園としての役割や 1 学級あたりの適正規模などについて、市川市教育委員会の考え方を明らかにしたところです。

しかし、市川市の幼児教育においては、小学校教育との円滑な接続、障がいのある子どもや日本語の習得をはじめとする特別な配慮を必要とする子どもへの支援、幼児教育を行う施設の情報共有や連携などに、未だ多くの課題が見られます。

そこで、これらの課題を踏まえ、新しい時代における幼児教育の一層の質の向上を図り、公立、私立を含めた本市全体の幼児教育を推進するため、本方針を策定するものです。

2 基本的な考え方

■方針の位置づけ

市川市教育委員会では、これまで、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、感性を豊かに働かせ、変化の激しい社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもの育成を目指し取り組んできました。特に、幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているとの認識を持ち、第 3 期市川市教育振興基本計画においても「幼児期における教育の推進」に取り組むべき施策として掲げています。

そこで、本方針では、目指す子ども像を明確にするとともに、「幼児期における教育の推進」を具現化するための基本的な方策を示すこととしました。

なお、本方針の対象となるのは、主として 3～5 歳の子どもであり、幼児教育を行う施設としては、公立及び私立の幼稚園、認定こども園、保育所等を想定しています。なお、当該未満の乳幼児や幼児教育を行う施設等に通っていない乳幼児の保育・教育についても、本方針に準拠することを想定しています。

■育成を目指す子ども像「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼稚園教育要領等の改訂により、幼児教育において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が示されました。この3つの柱は生きる力の基礎となるものです。これらは個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育んでいくことが大切です。

また、幼児教育で育まれていく具体的な姿（資質・能力）が、幼稚園教育要領等において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示されました。これは、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の視点からそれぞれ具体的に示されています。

さらに、今回の幼稚園教育要領等の改訂にあたっては、「学びに向かう力」「自立心」などの社会情動的スキルいわゆる非認知能力の育成の重要性が中央教育審議会答申において指摘されています。社会情動的スキル（非認知能力）とは、「自己肯定感」「自立心」「協調性」「自尊心」「感情のコントロール」「粘り強さ」「挑戦する気持ち」「意欲・好奇心」「状況判断」「やる気」「やり抜く力」など、認知以外の能力です。子どもたちが予測困難な未来を主体的に生きていくためには、社会情動的スキル（非認知能力）を社会全体で育むことが重要となります。

好奇心や意欲、探究心、人と折り合いをつける力などは、自発的な活動としての遊びの中で、人や物や自然と豊かに関わる体験を通して育まれます。気持ちを支えてくれる友だちや身近な大人との深い信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、励まされたり、認められたり、ほめられたりした体験が、諦めない粘り強さや、やり抜く力、挑戦する気持ちなどを育んでいきます。

以上のことから、幼児教育を行う施設においては、子どもの自発的な遊びや生活の中で、10の姿が現れてくるよう、それぞれの時期にふさわしい活動を展開し、必要な体験が得られるようにしていきます。また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭は、10の姿を考慮し、毎日の保育の積み重ねがその姿につながっていくということを意識して指導をしていきます。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校教職員と共有し、教育の内容や方法等の相互理解を進め、幼児期に育まれた資質・能力を小学校段階に引き継いでいきます。

3 基本的な方策

（1）小学校教育との円滑な接続

■アプローチカリキュラム²・スタートカリキュラム³の活用推進

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定・改訂に伴い、そのいずれにも明記され、共有していくことになりました。就学前までの子どもは、それぞれの園独自の教育を受けてきますが、このことによりどの園の子どもも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育・教育を受けて就学することになりました。

また、小学校学習指導要領にも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫をすることが記されています。

幼児教育を行う施設と小学校が様々な情報を共有し連携していくことで、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を小学校でさらに伸ばしていけるようにすることが必要です。

さらに、令和3年5月、文部科学大臣により「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「幼児教育と小学校教育の架け橋特別部会」が設置され、幼児教育と小学校教育の円滑な接続について協議が重ねられています。

市川市教育委員会では、就学前の子どもの学びが小学校の学習につながるよう、平成30年9月に「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」を作成し、合同研修会を実施するなど幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めています。就学時に適切な引継ぎを行うために「引継ぎに関わるガイドライン」⁴を作成し、引継ぎの時期、方法、内容などを周知し、定着を図っています。

今後は、幼児教育を行う施設と小学校を対象にした「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」に関する研修を一層推進し、情報の交換・共有の場を作るとともに、カリキュラムの接続など、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めていきます。また、小学校見学、幼児教育を行う施設からの学校運営協議会やブロック校長会への参加など幼児期から児童期への円滑な接続を支える連携を地域の視点からも考えていきます。さらに、関係部局との協力体制を整備し、幼児教育を行う施設の形態に関わらず、一人一人の育ちが小学校教育へとつながるよう接続の充実に取り組んでいきます。

（２）特別な配慮を必要とする子どもへの支援

■障がいのある子どもなどへの支援

障がいのある子どもなどの将来的な自立と社会参加のためには、一人一人の教育的ニーズの早期発見とそれに応じた早期支援が重要です。また、幼児教育を行う施設における特別支援教育の充実、それを支える教育委員会事務局・市長部局・関係機関が連携した切れ目ない支援体制の整備が必要です。

幼児教育を行う施設には、施設のバリアフリー化、補助教員等の配置など、全ての子どもを受け入れやすい環境を整え、障がいのある子どももいない子どもも共に育ち合えるように、一人一人の障がいの状態に応じた指導を行うとともに、保護者への支援を行うことが求められています。

また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応にあたっては、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「集団の中で生活を通して全体的な発達を促していくことに配慮し、（中略）個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と明示されています。保育所保育指針には、「一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して、共に成長できるよう指導計画の中に位置づけること」と明記されています。

市川市では、幼児数が減少している中、配慮を必要とする子どもは増えている現状にあります。しかし、幼児期の子どもへの特性への理解、その見立て（判断）は難しいもの

があります。市川市教育委員会では、平成 24 年 4 月に策定した「市川市特別支援教育推進計画」⁵に基づき、個別の教育的ニーズのある子どもが、家庭や関係機関と連携した連続性のある教育的支援を受けることができるよう「個別の教育支援計画」⁶（市川スマイルプラン）や「個別の指導計画」⁷の作成・活用を進めるとともに、教職員の専門性の向上を図る研修を実施しています。

また、公立、私立を問わず市内全ての幼稚園を対象に幼児教育相談員を派遣し、一人一人に応じた指導・援助や特別支援教育に対する研修、指導・支援に関する相談活動を進めています。保育所では、公立、私立を問わず、こども発達センターの心理士や県立及び市立の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター⁸が要請に応じて巡回指導を行うなど、支援の充実を図っています。

今後も、子ども一人一人が、それぞれの地域の中で個に応じた継続的な指導や支援を受けられるよう、幼児教育を行う施設と小学校、特別支援学校、関係機関、相談窓口などの連携をさらに強化し、教育的視点や福祉的視点からの支援の充実を図っていきます。特に、特別な配慮を必要とする子どもの就学にあたっては、早期からの丁寧な相談を行う中で、様々な学びの場を丁寧に説明するとともに、個々の子どもの障がいの状態に応じた必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

■外国につながる子どもへの支援

近年、急速なグローバル化が進む社会にあって、多様性を尊重しながら共生していくことは不可欠です。異なる文化や言語を有する子どもたちが一緒に遊んだり、共に過ごしたりすることは、どの子どもにとっても意味のあることです。幼児教育を行う施設には、全ての子どもが安心して過ごせるよう、一人一人の不安や孤独を敏感に感じ取り、心を支えるような対応や、それぞれの違いを大切にして、互いを尊重し合う関係を築けるような支援をしていくことが求められています。幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する様々な外国文化の理解や言語に関する研修の実施、外国の文化や生活に関する遊びや教材を保育・教育に取り入れるなどの配慮も同様です。

市川市においても、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもなどが増えており、多様性を尊重する態度や国際理解の意識の芽生えなどを育むことが幼児期の教育の今日的な課題となっています。

今後も、関係部局等との連携をさらに強化し、日本語の習得に困難のある子ども一人一人に対して、個々の状況に応じた専門的・多面的支援の充実に取り組むとともに、就園、就学機会の確保や情報提供、相談活動などの保護者支援に努めていきます。また、多言語での入園案内の作成などを行い、丁寧で分かりやすい就園、就学案内を推進します。

■医療的ケア児⁹への支援

令和 3 年 6 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。これにより、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保育・教育を行う体制の拡充を求めています。また、幼児教育を行う施設の設置者には、看護師などの配置、その

他必要な措置を講じることが規定されています。

市川市では、平成 29 年度から公立及び私立の保育所、市川市立小・中・義務教育学校・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもたちやその家族が安心して学校生活を送ることができるよう、看護師を配置するなど、医療的ケアが安全かつ適切に実施できる体制の整備を進めています。

今後も、幼児教育を行う施設や学校での医療的ケア児への適切な支援が行えるよう関係機関における情報共有を行うとともに、看護師の配置や看護師等の質の向上を図るための研修体制の構築など、環境整備を進めます。また、就学にあたっては、医療的ケア児の状態に応じた適切な学びの場について相談を丁寧に行うとともに、必要な情報の引継ぎや医療との連携を図り、安全な医療的ケアの実施に努めます。

(3) 家庭・地域における子育て支援

■子育て支援の充実

幼児教育を行う施設では、地域の子どもの成長や発達を促進する場、子育ての悩みを相談する場など、様々な役割が求められており、園児だけに限らず、地域の子どもの健やかな育ちを支援していく役割を担っています。地域に園を開き、つながることで情報の共有や密着した教育を進めることができます。地域と連携した教育が重視されている今、幼児教育を行う施設においては、自然や物、人などの地域の資源・力を活用し、より豊かな教育活動を実現していくことが求められます。

市川市ではそれぞれの幼児教育を行う施設がもっている機能を有効に使い「園庭開放」「子育て相談」など、地域の実情、保護者のニーズや子どもの実態を踏まえた支援を定期的に続け、保護者の子育てへの不安感を解消し、孤立を防ぐことにつなげています。

公立幼稚園 2 園に設置した「幼稚園子育て相談室」では、専任の「**幼児教育相談員**」¹⁰が地域の未就学児をもつ保護者からの相談を受け、必要に応じて、情報提供や専門機関への橋渡しをしています。また、巡回相談を担当する「**幼児教育相談員**」が適宜、教諭や保護者を対象に各園に出向いて巡回相談を行っています。

公立保育所では、在宅で子育てをしている人や出産を予定している人など、地域を対象に育児体験や園児との交流、保育士・看護師・栄養士による子育て相談ができる「マイ保育園登録事業」や「地域交流」などを行っています。

今後も幼児教育を行う施設が、家庭・地域における子育て支援の中心的な役割を担っていけるよう、支援体制の整備・充実を一層図っていきます。

(4) 職員の資質・専門性の向上

■研修の充実

教育・保育の質の向上には、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の幼児理解を深め、自らの専門性の向上を図るために、**OJT**¹¹を基盤とした園内研修の実施が不可欠です。各幼児教育を行う施設の方針や実情に合わせて、短時間であっても日々の保育を振り返り、教育・保育課程の改善・充実に向けた**カリキュラム・マネジメント**¹²の実施につなげられるよう、意見交換などを行うことが有効です。

また、研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、法定研修や幼児教育団体が実施

する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要です。

さらに、初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の研修の機会を確保することが肝要です。

今後も公立及び私立の幼稚園教諭・保育士・保育教諭が共に学び合う研修会を継続して実施し、幼児教育を行う施設の枠を超えた情報共有を進めていきます。また、公立幼稚園、公立及び私立の保育所で行っている公開研究会・公開保育¹³への相互参観を推進していきます。

(5) 教育環境の整備

■具体的な体験

急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化などが複合的に絡み合い、子どもの生活体験が不足している現状があります。

そこで、幼児教育を行う施設においては、集団活動を通して、家庭や地域社会では体験し難い、社会・文化、自然などに触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成していくことが重要です。また一方で、家庭や地域社会での生活経験が幼児教育を行う施設においてさらに豊かなものとなり、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で望ましい発達を促すことが大切です。

市川市では、各幼児教育を行う施設が、それぞれの特色を生かして創意工夫を重ね、子どもが自発的・能動的に環境と関わりながら夢中になって遊ぶことで、発達に必要な体験を積み重ねていくことができるよう、教育環境の充実に取り組んでいます。

今後も、これまで積み重ねてきた実践を生かしながら、地域人材を積極的に活用するなど、家庭や地域との連携をさらに密にし、子どもが豊かな生活体験を得られるよう教育活動の充実に図っていきます。

■ICT環境

ICTについては、幼児期の直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICTの特性や使用方法などを十分考慮した上で、子どもの直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら、幼児教育を行う施設がその必要性に応じて活用を進めます。また、オンラインを活用した交流活動や情報発信、教育相談や職員研修などが効率的・効果的に実施できるよう、ICT環境¹⁴の充実に努めていきます。

■安全対策

教育環境の整備では、子どもたちが安心して遊べる安全な環境づくりが重要です。幼児教育を行う施設では、安全計画を作成し、発達段階に応じた生活安全・交通安全・災害安全教育を関係機関と連携の下、実施しています。様々な遊具や園庭の死角、危険が考えられる設備に関しては、安全点検を定期的の実施し、安全管理を徹底しています。

また、子どもが自分で必要に応じて機敏に体を動かし、危険を回避できるようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことが大切です。危険な場所、事物、状況などがわかり、その時にどうしたらよいかを子ども自身が体験を通して学

び取っていくことで、安全に対する構えを育てていきます。

さらに、感染症への対応を取りつつ、子どもの健やかな育ちを守り、支え、教育環境の整備も含めた幼児期の安全教育の内容及び方法の改善と充実を進めていきます。

(6) 関係機関相互の連携強化

■公立と私立

幼児教育をより良い方向に進めていくためには、公立・私立、幼稚園・保育所・こども園の枠を超えて情報共有や連携を進め、全体で幼児教育の質の向上に努めていきます。また、各幼児教育を行う施設が主催する研修会に相互参加することで、学び合いの体制づくりを一層進めていきます。

■教育委員会事務局と市長部局

現在、幼児教育に関する事務については、主に、教育委員会事務局の学校教育部と市長部局のこども政策部が担当しています。

今後は、学校教育部とこども政策部による幼児教育連絡会を定期的を開催し、幼児教育充実のための施策に関して連携強化を図っていきます。特に、幼児教育アドバイザー¹⁵等の人的配置や地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー¹⁶及びスクールソーシャルワーカー¹⁷の幼稚園での活用について、両部で検討を行い、多様な背景を持つ家庭や子どもの発達課題に対応できるよう、支援体制の整備に努めていきます。

また、経済的困窮や虐待などにより、支援を必要としながらも支援が行き届きにくい家庭に対しては、福祉担当部局や児童相談所等の関係機関とも連携強化を図りながら、引き続き支援の充実に努めていきます。

4 方針の具現化に向けて

本方針の具現化に向けて、教育委員会事務局と市長部局が連携しながら、本方針に基づき必要な施策を計画的に講じていきます。

また、幼児教育を行う施設が、本方針に基づく自己評価や学校関係者評価等を適切に実施することで、園運営の改善やカリキュラム・マネジメントの推進が図られるよう、本方針の周知と活用を行っていきます。

さらに、教育委員会においては、幼児教育の進捗状況を適切に評価するとともに、必要に応じて本方針の見直しを行います。

<脚注>

1 幼児教育を行う施設

公立及び私立の幼稚園、認定こども園、保育所等を指す。

2 アプローチカリキュラム

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりとしながら、幼児期にふさわしい生活を通して、この時期ならではの資質・能力を育み、小学校での生活や学びにつながるよう工夫されたカリキュラム

3 スタートカリキュラム

小学校に入学した子どもが幼稚園・認定こども園・保育所などの遊びや生活を通した学びと育ちを基盤として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

4 引継ぎに関わるガイドライン

市川市が平成 21 年度に作成し、平成 30 年度に一部改訂した「幼稚園及び保育所と小学校の引継ぎに関わるガイドライン」を指す。

5 市川市特別支援教育推進計画

「市川市教育振興計画」の部分計画として、特別支援教育の理念を確認しつつ、市川市内の幼稚園を含む全ての学校における特別支援教育に係る取組の方針を定めた計画

6 個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成される支援計画

7 個別の指導計画

個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達段階などの的確な把握に基づいて、おおよそ一年間の長期目標と学期ごとの短期的目標を立てて作成される指導計画

8 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や、福祉、医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。各校で指名され、担任等が兼務している。

9 医療的ケア児

医師の指示に基づき治療目的ではなく、健康を保持するために学校等で喀痰の吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等のこと。

10 幼児教育相談員

専任の幼児教育相談員とは、市内の 0～6 歳の未就学児をもつ保護者からの相談に対して適切な対応を行うために、市川市教育委員会が市川市立幼稚園に設置した相談室に配置している者のこと。

巡回相談を担当する幼児教育相談員とは市内公私立幼稚園において、支援を必要とする子どもを担当する教諭への指導・助言及び保護者からの相談業務を通して、幼稚園における特別支援教育の充実を図ることを目的に、市川市教育委員会が配置している者のこと。

11 O J T

職場の上司や先輩が部下や後輩に対して実際の仕事を通じて指導し、知識・技術などを身に付けさせる教育方法

12 カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価しその改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

13 公開研究会・公開保育

幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、資質・能力の向上を図るために、公開園の保育を参観し協議会に参加することで、専門的知見を有する者（大学教授等）から実践改善に向けた取り組み等への指導・助言などを受けること。

14 I C T環境

園務改善をはじめ、オンラインによる教員研修や家庭との連絡等ができる端末、幼児生活では得難い体験の補完的教材としての視聴覚教材やコンピュータ等が使用できる環境

15 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育を行う施設を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

16 スクールカウンセラー（S C）

教育機関において、専門的な心理学的知識に基づき子どもたちや保護者等を対象に相談業務等を行う専門職

17 スクールソーシャルワーカー（S S W）

教育機関と児童相談所などの行政機関との連携構築や経済的に困難な家庭や福祉的援助を必要とする家庭に対して自立支援相談等を行う専門職